

都市計画税の使途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当します。

歳入歳出予算

歳入			(単位：千円)	
予算科目			内容	予算額
1 款 町税	5 項 都市計 画税	1 目 都市計 画税	現年課税分	339,614
			滞納繰越分	1,940
計				341,554

歳出			(単位：千円)					
予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計 画費	1 目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事務費	13,946			13,946	154
			都市政策課職員人件費	53,203	224	618	52,361	1,199
			都市政策課（事業費支 弁）職員人件費	10,746	1		10,745	10,746
		2 目 街路事 業費	小渕江南線整備事業費	3,000	1,485		1,515	0
		3 目 下水道 費	下水道事業費	360,741			360,741	360,741
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	55,868		150	55,718	0
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る 償還元金）	2,766			2,766	2,766
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る 償還利子）	31			31	31
計				500,301	1,710	768	497,823	375,637